

○独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程

(平成 15 年 10 月 1 日規程(人)第 8 号)

改正 平成 15 年 12 月 1 日規程(人)第 17 号	平成 16 年 1 月 29 日規程(人)第 2 号	平成 16 年 5 月 31 日規程(人)第 18 号
平成 16 年 7 月 1 日規程(人)第 23 号	平成 16 年 9 月 14 日規程(人)第 32 号	平成 16 年 12 月 17 日規程(人)第 44 号
平成 17 年 2 月 8 日規程(人)第 2 号	平成 17 年 2 月 28 日規程(人)第 4 号	平成 17 年 5 月 27 日規程(人)第 9 号
平成 18 年 2 月 3 日規程(人)第 1 号	平成 18 年 5 月 8 日規程(人)第 15 号	平成 18 年 8 月 18 日規程(人)第 21 号
平成 18 年 10 月 2 日規程(人)第 23 号	平成 19 年 4 月 12 日規程(人)第 6 号	平成 19 年 4 月 13 日規程(人)第 7 号
平成 20 年 3 月 31 日規程(人)第 3 号	平成 20 年 8 月 1 日規程(人)第 16 号	平成 20 年 10 月 1 日規程(人)第 40 号
平成 21 年 2 月 5 日規程(人)第 2 号	平成 21 年 6 月 9 日規程(人)第 17 号	平成 21 年 9 月 10 日規程(人)第 23 号
平成 21 年 12 月 9 日規程(人)第 34 号	平成 22 年 2 月 5 日規程(人)第 1 号	平成 22 年 4 月 1 日規程(人)第 9 号
平成 22 年 4 月 21 日規程(人)第 15 号	平成 22 年 9 月 15 日規程(人)第 24 号	平成 22 年 12 月 8 日規程(人)第 36 号
平成 23 年 2 月 15 日規程(人)第 3 号	平成 23 年 3 月 31 日規程(人)第 24 号	平成 23 年 5 月 13 日規程(人)第 29 号
平成 23 年 6 月 15 日規程(人)第 32 号	平成 23 年 7 月 29 日規程(人)第 38 号	平成 23 年 10 月 7 日規程(人)第 39 号
平成 23 年 12 月 22 日規程(人)第 49 号	平成 24 年 2 月 21 日規程(人)第 2 号	平成 24 年 3 月 22 日規程(人)第 5 号
平成 24 年 5 月 30 日規程(人)第 23 号	平成 24 年 9 月 28 日規程(人)第 34 号	平成 24 年 12 月 28 日規程(人)第 39 号
平成 25 年 1 月 31 日規程(人)第 6 号	平成 25 年 2 月 26 日規程(人)第 11 号	平成 25 年 5 月 29 日規程(人)第 23 号
平成 25 年 7 月 10 日規程(人)第 29 号	平成 26 年 3 月 10 日規程(人)第 7 号	平成 26 年 5 月 26 日規程(人)第 19 号
平成 26 年 5 月 30 日規程(人)第 21 号	平成 26 年 9 月 9 日規程(人)第 36 号	平成 26 年 9 月 19 日規程(人)第 39 号
平成 27 年 3 月 5 日規程(人)第 3 号	平成 27 年 5 月 29 日規程(人)第 21 号	平成 27 年 7 月 10 日規程(人)第 27 号
平成 27 年 9 月 28 日規程(人)第 33 号	平成 27 年 10 月 30 日規程(人)第 37 号	平成 28 年 1 月 4 日規程(人)第 1 号

平成 28 年 2 月 24 日規程(人)第 9 号	平成 28 年 5 月 31 日規程(人)第 11 号	平成 28 年 9 月 29 日規程(人)第 17 号
平成 28 年 12 月 26 日規程(人)第 25 号	平成 29 年 2 月 28 日規程(人)第 5 号	平成 29 年 5 月 31 日規程(人)第 18 号
平成 29 年 9 月 26 日規程(人)第 25 号	平成 29 年 12 月 13 日規程(人)第 34 号	平成 30 年 2 月 27 日規程(人)第 2 号
平成 30 年 5 月 29 日規程(人)第 11 号	平成 30 年 7 月 26 日規程(人)第 19 号	平成 30 年 9 月 27 日規程(人)第 26 号
平成 30 年 12 月 25 日規程(人)第 33 号	平成 31 年 3 月 1 日規程(人)第 2 号	令和元年 5 月 27 日規程(人)第 1 号
令和元年 9 月 25 日規程(人)第 5 号	令和元年 12 月 20 日規程(人)第 9 号	令和 2 年 2 月 25 日規程(人)第 4 号
令和 2 年 5 月 26 日規程(人)第 14 号	令和 2 年 9 月 29 日規程(人)第 23 号	令和 2 年 11 月 16 日規程(人)第 25 号
令和 2 年 12 月 25 日規程(人)第 27 号	令和 3 年 2 月 24 日規程(人)第 1 号	令和 3 年 3 月 11 日規程(人)第 4 号
令和 3 年 5 月 27 日規程(人)第 13 号	令和 3 年 9 月 30 日規程(人)第 23 号	令和 3 年 12 月 23 日規程(人)第 24 号
令和 4 年 2 月 25 日規程(人)第 1 号	令和 4 年 5 月 25 日規程(人)第 8 号	令和 4 年 9 月 29 日規程(人)第 17 号
令和 4 年 12 月 26 日規程(人)第 21 号	令和 5 年 2 月 21 日規程(人)第 2 号	令和 5 年 2 月 28 日規程(人)第 3 号
令和 5 年 5 月 26 日規程(人)第 7 号		

(総則)

第1条 独立行政法人国際協力機構職員給与規程(平成 15 年規程第 6 号。以下「職員給与規程」という。)第 28 条、期限付職員給与支給細則(平成 20 年細則(人)第 13 号。以下「支給細則」という。)第 10 条及び有期雇用者手当支給細則(令和 4 年細則(人)第 5 号。以下「手当支給細則」という。)第 15 条の規定に基づき、外国において勤務する職員(以下「在外職員」という。)、外国において勤務する期限付職員(以下「在外期限付職員」という。)及び外国において勤務する専門嘱託及び企画調査員(以下「在外専門嘱託等」といい、「在外職員」、「在外期限付職員」及び「在外専門嘱託等」を総称して「在外職員等」という。)の給与又は手当については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

- 第2条 在外職員に支給する給与は、基本給、扶養手当、賞与、国際緊急援助手当及び在勤手当とする。
- 2 在外期限付職員及び在外専門嘱託等に支給する給与又は手当は、月額基本手当、賞与、国際緊急援助手当及び在勤手当とする。
 - 3 在勤手当は、在外職員等が在外事務所(その他海外にある機関の事業所を含む。以下同じ。)において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外

職員等がその職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるよう^に在外事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めるものとする。

- 4 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当とする。
- 5 次条以下の規定にかかわらず、人事部長が必要と認める場合には、人事部長が別に定める支給割合を乗じた額を在勤手当として支給することができる。
(基本給、扶養手当及び賞与等)

第3条 在外職員の基本給、扶養手当、賞与及び国際緊急援助手当は、この規程中に特別の規定がある場合を除くほか、職員給与規程の規定に基づいて支給し、基本給の額は、職員の区分に応じそれぞれ以下に定める額とする。

- (1) 経営職、執行職又は基幹職 職員給与規程に規定する基本給から次の額を控除した額に100分の66を乗じて得た額に次の額を加えた額

経営職 21,650円

執行職 19,650円

基幹職 17,650円

- (1)の2 特定執行職又は特定基幹職 職員給与規程に規定する基本給に80分の100を乗じて得た額から次の額を控除した額に100分の66を乗じて得た額に次の額を加えた額

特定執行職 19,650円

特定基幹職 17,650円

- (2) 指導職又は業務職 職員給与規程に規定する基本給に100分の80を乗じて得た額

- (2)の2 特定職 職員給与規程に規定する基本給に80分の100を乗じて得た額に100分の80を乗じて得た額

- (3) 専任職 職員給与規程に規定する基本給に100分の70を乗じて得た額

- (3)の2 特定専任職 職員給与規程に規定する基本給に80分の100を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額

- 2 在外期限付職員の基本給の額は、支給細則第4条に規定する基本給に100分の80を乗じて得た額とする。

- 3 在外期限付職員の賞与及び国際緊急援助手当は、この規程中に特別の規定がある場合を除くほか、支給細則の第5条から第5条の3まで並びに第7条第2項第2号及び第4号に基づいて支給する。

- 4 在外専門嘱託等の月額基本手当の額は、手当支給細則第10条に規定する月額基本手当に100分の80を乗じて得た額とする。

- 5 在外専門嘱託等の賞与及び国際緊急援助手当は、この規程中に特別の規定がある場合を除くほか、手当支給細則第11条及び第13条に基づいて支給する。

- 6 在外職員等の基本給、扶養手当、賞与及び国際緊急援助手当の支払は、当該在外職員等が指定する者にすることができる。

(給与・手当の支給方法)

- 第4条 在外職員等の給与又は手当(賞与を除く。以下この条において同じ。)は、毎月1回その給与又は手当の月額をその月の中旬に支給する。

- 2 在勤手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 3 在勤手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

(在勤基本手当の支給額)

第5条 在勤基本手当の月額は、別表第1に掲げるところに従い、所在地欄に掲げる都市及び号別によって定める。

- 2 在外職員の在勤基本手当の号は、理事長が別に定める。
- 3 在外期限付職員の在勤基本手当の号は、理事長が別に定める。
- 4 在外専門嘱託等の在勤基本手当の号は、理事長が別に定める。

(戦争等による特別事態の際の在勤手当)

第5条の2 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外事務所として人事部長が指定するものに勤務する在外職員等に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、当該在外職員等に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の100分の15に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員等に関する第9条の規定の適用については、第9条中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは「第5条の2第1項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

- 2 前項の指定に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。

(在勤基本手当の支給期間)

第6条 在勤基本手当は、在外職員等が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)支給する。

- 2 外国において新たに在外職員等となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。
- 3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員等には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。
- 4 在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
- 5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員等で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超えるものには、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。
- 6 在勤基本手当の支給期間中に、在外期限付職員及び在外専門嘱託等が在外職員等職員就業細則(平成15年細則(人)第11号)第2条第2項に基づき適用される独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則(令和4年規程(人)第12号)第3条第5号により準用される独立行政法人国際協力機構職員就業規則(平成15年規程(人)第5号。)第28条第1項第5号により産前産後休暇を取得する場合、第1項、第8条、第10条及び第12条の規定にかかわらず、産前産後休暇の開始日から終了日までの在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

(住居手当の支給額)

第7条 住居手当の月額は、在外職員等が居住している家具付きでない住宅の1箇月に要する家賃の額(在外職員等が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から別に定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、その額は、別表第1に掲げる在勤地及び号の別により、別表第2の限度額欄に定める額(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は子(主として在外職員等の収入によって生計を維持している者に限る。)(以下「配偶者等」という。)を伴う在外職員等以外の

者又は人事部長が別に定める真に特別の事情がある者以外の者にあっては、その額の 100 分の 80 に相当する額)を限度とする。

- 2 住居手当の号は、人事部長が別に定める。
- 3 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(住居手当の支給期間等)

第 8 条 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

- 2 外国において新たに在外職員等となった者には、その日から住居手当を支給する。
- 3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員等には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。
- 4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き配偶者等を旧在勤地に残留させる在外職員には、第 1 項の規定にかかわらず、180 日以内においてその事故の存する間、従前のとおり住居手当を支給することができる。
- 5 在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員等が死亡した場合において、人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した翌日から 180 日を超えない期間に限り、当該在外職員等が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- 6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(配偶者手当の支給額)

第 9 条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員等が現に受ける在勤基本手当の支給額の 100 分の 20 に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第 10 条 配偶者手当は、在外職員等の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員等の配偶者が当該在外職員等の在勤地に到着した日の翌日(在外職員等の配偶者が当該在外職員等の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日)から、当該在外職員等の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあっては、その配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで、支給する。

- 2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員等には、前項の規定にかかわらず、180 日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり配偶者手当を支給することができる。
- 3 配偶者手当を受ける在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該在外職員等が死亡した場合において、人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から 180 日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員等の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当)

第 11 条 配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る部分は、支給しない。

(子女教育手当の支給及びその額)

第 12 条 子女教育手当は、在外職員等の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員等の収入によって生計を維持している者(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において、学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

- (1) 3歳以上18歳未満の子
 - (2) 18歳に達した子であって、就学する学校（別に定める学校を除く。）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの。
- 2 子女教育手当の月額は、年少子女1人につき、8,000円とする。
- 3 在外職員等の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として人事部長が別に定める地（以下この項及び第6項において「指定地」という。）に所在する在外事務所に勤務する在外職員等の年少子女（6歳以上の年少子女であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下、この項から第5項までにおいて同じ。）が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員等に支給する子女教育手当の月額は前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員等が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額を言う。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額とする。
- (1) 在外職員等の年少子女が当該在外職員等の勤務する在外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうちいずれか少ない額
 - イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（別に定める費目に係るものに限る。以下この条及び次条第3項において「必要経費」という。）として人事部長が当該在外職員等の勤務する在外事務所の所在する指定地において標準的であると別に認定する額
 - ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
 - (2) 在外職員等の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうち最も少ない額
 - イ 前号イに規定する額
 - ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として人事部長が標準的であると別に認定する額
 - ハ 前号ロに規定する額
- 4 在外職員等の勤務する在外事務所の所在する地であって、当該在外職員等の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として人事部長が別に定める地に所在する在外事務所に勤務する在外職員等の年少子女が当該在外事務所の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該在外職員等に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。
- (1) 在外職員等の勤務する在外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として人事部長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると別に認定する額
 - (2) 前項第1号ロに規定する額
- 5 前2項の場合において、在外職員等の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（人事部長が指定する施設に限る。）が存在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として人事部長が別に定める場合に該当しないときは、加算される額は、15万円を限度とする。

- 6 指定地に所在する在外事務所に勤務する在外職員等の年少子女（6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員等に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、5万千円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

第13条 子女教育手当は、在外職員等の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員等の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員等の在勤地に到着した日の翌日（在外職員等の年少子女が当該在外職員等の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員等の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

- 2 在外職員等の年少子女が当該在外職員等の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると人事部長が認める場合に限り、前項の規定に準じて、当該在外職員等に子女教育手当を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、在外職員等が当該在外職員等の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員等が人事部長が認めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員等に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。
- 4 子女教育手当を受ける在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関する必要な事項は、別に定める。

（租税公課相当額の支給）

第14条 在外職員等が、在勤国において勤務することに伴って、租税公課を課せられる場合、機構はその租税公課の額に相当する額を負担することができる。

（給与の端数計算）

第15条 本邦通貨をもって定められた在外職員等の給与を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

- 2 外国通貨をもって定められた在外職員等の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(準用)

- 第16条 この規程に定めるもののほか、在外職員等の給与について必要な事項は、職員給与規程、支給細則及び手当支給細則並びに在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月1日規程(人)第17号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成15年10月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成15年10月の在勤基本手当の月額について、その者に係る改正後の規程の規定に定める額がその者に係るこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規程に定める額(以下「旧月額」という。)を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。
- 3 平成15年10月1日に解散の登記をした国際協力事業団の在外職員給与規程に基づき平成15年8月1日から9月30日までの期間(以下「調整期間」という。)に係る在勤基本手当の支給を受けた職員について、当該職員が現に受けた在勤基本手当の月額(以下「旧法人の在勤基本手当の額」という。)が改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の月額を下回る場合、調整期間に係る旧法人の在勤基本手当の額と改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の額の差額を当該職員に対し支給するものとする。
(給与の内払等)
- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成15年11月の在勤基本手当の月額について、改正後の在勤基本手当が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成16年1月29日規程(人)第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年1月29日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成15年10月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成15年10月から12月までの在勤基本手当の月額について、その者に係る改正後の規程の規定に定める額がその者に係るこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に定める額(以下「旧月額」という。)を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

- 3 平成 15 年 10 月 1 日に解散の登記をした国際協力事業団の在外職員給与規程に基づき平成 15 年 8 月 1 日から 9 月 30 日までの期間(以下「調整期間」という。)に係る在勤基本手当の支給を受けた職員について、当該職員が現に受けた在勤基本手当の月額(以下「旧法人の在勤基本手当の額」という。)が改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の月額を下回る場合、調整期間に係る旧法人の在勤基本手当の額と改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の額の差額を当該職員に対し支給するものとする。
(給与の内払等)
- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成 16 年 1 月の在勤基本手当の月額について、改正後の在勤基本手当が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 16 年 5 月 31 日規程(人)第 18 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 16 年 5 月 31 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。
(経過措置)
- 5 カンボジア及びキルギスにおいて勤務する職員であつて平成 16 年 3 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 7 月 1 日規程(人)第 23 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の適用を受けている職員に対しては、当面の間、次に掲げる額の合計額(以下「調整給」という。)を、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定による給与の月額と併せて支給する。この場合において、次の各号に掲げる額が零以下となるときは、調整給は零とする。

(1) 施行日において当該職員が改正前の規程の規定に基づき受けるべき本俸の月額から、職員の区分に応じ次に掲げる額を減じた額

ア 指導職及び業務職 改正後の規程の規定に基づき受ける基礎給および職能給の月額の合計額

イ 経営職及び執行職 改正後の規程の規定に基づき受ける資格給及び役割給の月額の合計額に 66 分の 100 を乗じた額から以下に掲げる額を控除した額(以下に掲げる額から施行日において当該職員が改正前の独立行政法人国際協力機構職員給与規程(平成 15 年規程(人)第 6 号)の規定に基づきうけるべき扶養手当の額を減じた額(以下「扶養手当差額」という。)が零を超える場合は、改正後の規程の規定に基づき受ける資格給及び役割給の月額の合計額に 66 分の 100 を乗じた額から以下に掲げる額及び扶養手当差額を控除した額)に 100 分の 66 を乗じた額

経営職 22,000 円

執行職 1 級 20,000 円

執行職 2 級 18,000 円

(2) 経営職及び執行職の職員にあっては、施行日において当該職員が改正前の規程の規定に基づき受けるべき扶養手当の月額から以下に掲げる額と 15,000 円の合計額を控除した額

経営職 22,000 円

執行職 1 級 20,000 円

執行職 2 級 18,000 円

3 前項に定める調整給の額は、別に定める基準により適宜見直すものとする。

4 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の規程の適用を受けている職員のうち、改正後の規程の規定による在勤基本手当の額が改正前の規程の規定による在勤基本手当の額を下回る場合の在勤基本手当の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 9 月 14 日規程(人)第 32 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成 16 年 9 月 14 日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

(給与の精算)

3 改正後の在勤基本手当が改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 16 年 12 月 17 日規程(人)第 44 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成 16 年 12 月 17 日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成17年2月8日規程(人)第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年2月8日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成16年8月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成17年2月28日規程(人)第4号)

この規程は、平成17年2月28日から施行する。

附 則(平成17年5月27日規程(人)第9号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年5月27日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成17年4月1日から適用する。
(給与の内払等)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。
(経過措置)
- 5 バングラデシュ、タイ、ボツワナ、マダガスカル、アルゼンチン、ブラジル、サンパウロ及びブルガリアにおいて勤務する職員であつて平成17年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月3日規程(人)第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成18年2月3日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成17年8月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成18年5月8日規程人)第15号

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成18年5月8日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(給与の内払等)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 5 カンボジア、中国、キルギス、ラオス、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、シリア、トルコ、ウガンダ、パナマ及びソロモンにおいて勤務する職員であって平成18年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年8月18日規程人)第21号

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成18年8月18日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成18年8月1日から適用する。

(給与の精算)

- 3 改正後の規程による在勤基本手当がこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)による在勤基本手当の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成18年10月2日規程人)第23号

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年4月12日規程人)第6号

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年4月12日から施行する。

- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成 19 年 4 月 13 日規程(人)第 7 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 13 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 5 カンボジア、チュニジア、ミクロネシア及びパラオにおいて勤務する職員であつて平成 19 年 4 月 30 日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規程(人)第 3 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成 20 年 8 月 1 日規程(人)第 16 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。
(経過措置)
- 4 平成 20 年 3 月 31 日から引き続き同一の学校に就学し、同年 4 月 1 日において改正前の規程第 12 条第 1 項第 2 号の規定を適用するとしたならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者(以下「改正前の規程下での年少子女」という。)に係る子女教育手当の月額については、改正後の規程第 12 条第 3 項又は第 4 項の規定により支給されることとされる月額(以下「改正後の規程による支給額」という。)が、改正前の規程第 12 条第 3 項又は第 4 項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額(以下「改正前の規程による支給額」という。)に達しない場合には、改正後の規程第 12 条第 3 項又は第 4 項の規定にかかわらず、当該改正前の規程下での年少子女が同日に所属する学年の開始日から起算して 1 年を経過する日までの間は、改正前の規程による支給額とする。
- 5 平成 20 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間のいずれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した改正後の規程第 12 条第 1 項に規定する年少子女であって、当該日において改正前の規程下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、改正後の規程による支給額が改正前の規程による支給額に達しない場合には、改正後の規程第 12 条第 3 項又は第 4 項の規定にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、改正前の規程による支給額とする。

附 則(平成 20 年 10 月 1 日規程(人)第 40 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第 5 条の 2 の規定は平成 20 年 4 月 1 日から適用し、改正後の規程別表第 1 の規定は平成 20 年 8 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。
(調整給等)
- 4 独立行政法人国際協力機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成 20 年規程(人)第 38 号。以下「一部改正規程」という。)附則第 3 項に定める調整給の支給を受ける職員については、改正後の規程第 2 条及び第 3 条中「基本給」とあるのは一部改正規程附則第 4 項の規定による読み替え後の基本給を指すものとする。

- 5 一部改正規程附則第5項に定める調整後基本給の支給を受ける職員については、改正後の規程第2条及び第3条中「基本給」とあるのは一部改正規程附則第6項の規定による読み替え後の調整後基本給を指すものとする。
(経過措置)
- 6 國際協力銀行の解散の際、現にその職員として在職する者で引き続き独立行政法人國際協力機構の職員として改正後の規程の適用を受ける在外職員となった者に対する住居手当及び子女教育手当については、改正後の規程の第7条、第8条、第12条及び第13条の規定にかかわらず、人事部長が別に定めるものとする。

附 則(平成21年2月5日規程人)第2号

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成21年2月5日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成21年1月1日から適用し、改正後の規程別表第3の規定は平成20年10月1日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成21年6月9日規程人)第17号

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成21年6月9日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成21年4月1日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。
(経過措置)
- 4 キルギス、シリア、チュニジア及びパラグアイにおいて勤務する職員であつて平成21年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月10日規程人)第23号

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 21 年 9 月 10 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 21 年 8 月 1 日から適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 21 年 12 月 9 日規程(人)第 34 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 9 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 22 年 2 月 5 日規程(人)第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 22 年 2 月 5 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日規程(人)第 9 号)

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 21 日規程(人)第 15 号)

(施行期日等)

- この規程は、平成 22 年 4 月 21 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払等)

- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- カンボジア、中華人民共和国、キルギス、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム、ヨルダン、チュニジア、トルコ、アルゼンチン、フランス、セルビア及び英国において勤務する職員であって平成 22 年 3 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 9 月 15 日規程(人)第 24 号)

(施行期日等)

- この規程は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第 1 の規定は平成 22 年 8 月 1 日から適用し、改正後の規程別表第 2 の規定は平成 22 年 9 月 1 日から適用する。

(給与の内払等)

- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 22 年 12 月 8 日規程(人)第 36 号)

(施行期日等)

- この規程は、平成 22 年 12 月 8 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 22 年 11 月 1 日から適用する。

(給与の内払等)

- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 23 年 2 月 15 日規程(人)第 3 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 23 年 2 月 15 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 23 年 1 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規程(人)第 24 号)

- 1 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 条第 3 項並びに別表第 3 のうち専任職に関わる部分の規定は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の適用を受けている職員に対しては、当分の間、人事部長が別に定める調整給を、改正後の規程の規定による給与の月額と合わせて支給することができるものとする。

附 則(平成 23 年 5 月 13 日規程(人)第 29 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 23 年 5 月 13 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 23 年 6 月 15 日規程(人)第 32 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 23 年 6 月 15 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 23 年 7 月 29 日規程(人)第 38 号)

この規程は、平成 23 年 7 月 29 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 7 日規程(人)第 39 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 23 年 10 月 7 日(以下「施行日」という。)から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 のうちジュバに関する部分の規定は、平成 23 年 7 月 9 日から適用する。
(給与の内払い等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 23 年 12 月 22 日規程(人)第 49 号)

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 21 日規程(人)第 2 号)

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規程(人)第 5 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 30 日規程(人)第 23 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 次の各号に該当する職員であって、平成 24 年 5 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) キルギス及びルワンダにおいて勤務する職員

(2) インドネシアにおいて勤務する職員（ただし、住居手当の号として 5 号の適用を受けるものを除く。）

(3) モザンビーク及びサンパウロにおいて勤務する職員以外のものであって、住居手当の号として 1 号の適用をうけるもの（前二号に掲げる職員を除く。）

附 則(平成 24 年 9 月 28 日規程(人)第 34 号)

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日規程(人)第 39 号)

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 31 日規程(人)第 6 号)

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 26 日規程(人)第 11 号)

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 29 日規程(人)第 23 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 ベナン、マラウイ、ルワンダ及びボリビアにおいて勤務する職員であって平成 25 年 5 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 7 月 10 日規程(人)第 29 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成 25 年 7 月 10 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。この場合において、本規程の規定が独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の一部を改正する規程（平成 25 年規程（人）第 23 号）の規定と異なる場合は、本規程の規定によるものとする。

(給与の内払等)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 26 年 3 月 10 日規程(人)第 7 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 10 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の別表第 1 及び別表第 2 は平成 25 年 10 月 1 日から適用し、改正後の規程の別表第 3 は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 26 年 5 月 26 日規程(人)第 19 号)

この細則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 30 日規程(人)第 21 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 キルギス、ベナン、コードジボワール、ルワンダ及びサンパウロにおいて勤務する職員であって平成 26 年 5 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 9 月 9 日規程(人)第 36 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 26 年 9 月 9 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 26 年 9 月 19 日規程(人)第 39 号)

(施行期日等)

この規程は、平成 26 年 9 月 19 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 5 日規程(人)第 3 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 5 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。ただし、改正後の規程のうち別表第 1 のアクラに関する部分の規定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成 27 年 5 月 29 日規程(人)第 21 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 ブルキナファソ、ルワンダ及びサンパウロにおいて勤務する職員であつて平成 27 年 5 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 7 月 10 日規程(人)第 27 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 10 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 9 月 28 日規程(人)第 33 号)

この規程は、平成 27 年 9 月 28 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 10 月 30 日規程(人)第 37 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 10 月 30 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成 27 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 ジンバブエ、コロンビア、ウルグアイ及びソロモンにおいて勤務する職員の在勤基本手当の月額及び住居手当の月額の限度額については、改正後の別表 1 及び別表 2 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 1 月 4 日規程(人)第 1 号)

この規程は、平成 28 年 1 月 4 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 2 月 24 日規程(人)第 9 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。ただし、改正後の規程のうち別表第 1 のビシュケク、クアラルンプール、ダマスカス、マプト、プレトリア、ルサカ、ブラジリア、サンティアゴ、アスンシオン及びサンパウロに関する部分の規定は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日規程(人)第 11 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 ドゥシャンベ、ワガドゥグー、ダカール、コロニア及びヌクアロファにおいて勤務する職員であって平成 28 年 5 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 9 月 29 日規程(人)第 17 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 26 日規程(人)第 25 号)

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 28 日規程(人)第 5 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 31 日規程(人)第 18 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 ビシュケク、ドゥシャンベ、コトヌー、ワガドゥグー、リーブルビル、キガリ、ハルツーム、ダルエスサラーム、サンパウロ及びコロニアにおいて勤務する職員であって平成 29 年 5 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日規程(人)第 25 号)

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 13 日規程(人)第 34 号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年2月27日規程(人)第2号)

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則(平成30年5月29日規程(人)第11号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 チュニス、ダカール及びボゴタにおいて勤務する職員であって平成30年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年7月26日規程(人)第19号)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(平成30年9月27日規程(人)第26号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日規程(人)第33号)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月1日規程(人)第2号)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和元年5月27日規程(人)第1号)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日規程(人)第5号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日規程(人)第9号)

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年2月25日規程(人)第4号)

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則(令和2年5月26日規程(人)第14号)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和2年9月29日規程(人)第23号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和2年11月16日規程(人)第25号)

この規程は、令和2年11月16日から施行し、改正後の規程は令和2年4月1日以降の日に納付の通知がなされた在勤国において勤務することに伴って課せられた租税公課に適用する。

附 則(令和2年12月25日規程(人)第27号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年2月24日規程(人)第1号)

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則(令和3年3月11日規程(人)第4号)

この規程は、令和3年3月11日から施行し、改正後の規程のうち企画調査員に関する規定は令和3年7月1日以降に新たに雇用契約を締結する企画調査員に適用する。

附 則(令和3年5月27日規程(人)第13号)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規程(人)第23号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和3年12月23日規程(人)第24号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年2月25日規程(人)第1号)

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則(令和4年5月25日規程(人)第8号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和4年9月29日規程(人)第17号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年12月26日規程(人)第21号)

この規程は、令和5年1月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の別表第1の規定は、ラオス、コスタリカ、ドミニカ共和国、キルギス、ジョージア、アフガニスタン、ザンビア、ジンバブエ、南スーダンに関する部分を除いて、令和4年10月1日から適用する。

附 則(令和5年2月21日規程(人)第2号)

この規程は、令和5年2月21日から施行し、この規程による改正後の附則別表の規定は、令和4年6月1日から令和4年9月30日までの月分に適用する。

附則別表（第5条 別表第1関係）
[別紙参照]

附 則(令和5年2月28日規程(人)第3号)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則(令和5年5月26日規程(人)第7号)

(施行期日等)

1 この規程は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 プノンペン、ビシュケク、ヤンゴン、マニラ、ドゥシャンベ、ハノイ、ルアンダ、ウィントフック、ダルエスサラーム、コナクリ、サンパウロ、ボゴタ、グアテマラシティ、カラカス、アピア及びポートモレスビーにおいて勤務する在外職員等であって令和5年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

在勤基本手当の月額

別表第1
[別紙参照]

別表第2(第7条関係)

住居手当の月額の限度額

別表第2
[別紙参照]

別表第3 削除

別表第3-2 削除

別表第4 削除

別表第1（第5条関係）

在勤基本手当の月額

(単位：円)

地域	所在地	号別								
		1号-3	1号-2	1号-1	2号	3号	4号	5号	6号	7号
アジア	カブール	664,000	635,000	617,600	591,500	548,000	504,500	461,000	426,200	408,800
	ダッカ	624,000	595,100	576,700	549,200	503,300	457,400	411,400	374,700	356,400
	ティンプレー	560,000	531,200	513,400	486,900	442,600	398,200	353,900	318,500	300,700
	プノンペン	560,000	526,400	507,000	477,800	429,100	380,500	331,800	293,000	273,400
	北京	648,000	601,400	578,000	542,900	484,300	425,800	367,300	320,400	297,000
	トビリシ	488,000	459,900	443,100	417,900	375,900	333,900	291,900	258,300	241,500
	ニューデリー	560,000	531,200	513,400	486,900	442,600	398,200	353,900	318,500	300,700
	ジャカルタ	464,000	436,000	419,200	394,000	352,000	310,000	268,000	234,400	217,600
	ビシュケク	488,000	463,100	447,600	424,300	385,500	346,700	307,900	276,900	261,400
	ビエンチャン	512,000	483,600	466,200	440,100	396,500	353,000	309,400	274,500	257,100
	クアラルンプール	464,000	432,900	415,600	389,600	346,300	303,000	259,800	225,100	207,800
	マレ	584,000	546,800	527,800	499,400	451,800	404,400	356,900	318,900	299,900
	ウランバートル	544,000	517,600	500,400	474,600	431,700	388,700	345,800	311,400	294,200
	ヤンゴン	552,000	518,100	500,200	473,500	428,900	384,200	339,700	304,000	286,200
	カトマンズ	552,000	526,500	510,200	485,800	445,200	404,600	363,900	331,400	315,100
	イスラマバード	560,000	532,200	517,400	495,000	457,800	420,600	383,400	353,700	338,800
	マニラ	464,000	436,400	419,600	394,400	352,300	310,300	268,200	234,600	217,800
	コロンボ	464,000	439,000	423,100	399,200	359,300	319,400	279,500	247,600	231,600
	ドゥシャンベ	568,000	544,400	528,800	505,500	466,700	427,900	389,100	358,000	342,500
	バンコク	512,000	474,700	455,700	427,200	379,800	332,300	284,800	246,900	227,800
	ディリ	624,000	590,900	572,100	543,800	496,700	449,600	402,600	364,900	346,000
	タシケント	480,000	451,000	434,600	409,900	368,800	327,700	286,600	253,800	237,300
	ハノイ	464,000	433,400	416,700	391,700	349,900	308,200	266,500	233,000	216,300
	ホーチミン	472,000	455,200	438,400	412,000	368,000	324,000	280,000	244,800	227,200
中東	カイロ	504,000	473,100	456,100	430,600	388,100	345,600	303,000	269,000	252,100
	テヘラン	584,000	558,000	541,100	515,800	473,600	431,400	389,200	355,400	338,600
	バグダッド	648,000	620,700	603,800	578,600	536,600	494,500	452,400	418,800	401,900
	アンマン	544,000	509,700	490,900	462,700	415,800	368,800	321,800	284,200	265,400
	ラバト	488,000	459,100	441,400	414,800	370,500	326,200	281,800	246,400	228,700
	ラマッラ	696,000	652,600	627,100	589,000	525,300	461,600	398,000	347,000	321,600
	ダマスカス	616,000	579,000	558,700	528,300	477,600	426,900	376,200	335,700	315,400
	チュニス	440,000	413,400	399,100	377,700	341,900	306,200	270,500	241,800	227,500
	サヌア	832,000	784,100	760,100	724,100	664,100	604,100	544,100	496,100	472,100
	リヤド	720,000	678,400	656,100	622,600	566,700	510,900	455,000	410,400	388,000
アフリカ	ルアンドラ	768,000	723,800	701,000	666,600	609,400	552,200	495,100	449,400	426,500
	コトヌー	632,000	600,300	582,400	555,400	510,600	465,800	421,000	385,100	367,200
	ハボローネ	552,000	524,500	507,000	480,900	437,200	393,500	349,900	315,000	297,500
	ワガドゥグー	728,000	690,500	670,200	639,800	589,200	538,600	487,900	447,400	427,100
	ヤウンデ	688,000	652,800	632,800	602,700	552,600	502,600	452,500	412,400	392,400
	キンシャサ	784,000	745,300	722,900	689,200	633,000	576,900	520,800	475,800	453,400
	アビジャン	712,000	677,900	656,900	625,300	572,700	520,200	467,500	425,400	404,400
	ジブチ	768,000	724,300	701,400	667,000	609,800	552,600	495,400	449,600	426,700
	アディスアベバ	640,000	607,400	589,200	561,800	516,300	470,800	425,300	388,800	370,600
	リーブルビル	752,000	706,500	683,000	647,800	589,200	530,600	471,900	425,000	401,500
	アクラ	600,000	567,700	550,400	524,600	481,400	438,200	395,000	360,500	343,200
	ナイロビ	616,000	579,900	560,200	530,700	481,500	432,300	383,100	343,800	324,100
	アンタナナリボ	632,000	599,800	581,900	555,000	510,200	465,400	420,700	384,900	367,000
	リヨングウェ	600,000	573,700	556,800	531,500	489,400	447,200	405,000	371,300	354,400
	マプト	624,000	593,300	575,700	549,200	505,000	460,900	416,800	381,400	363,800
	ウィントフック	544,000	511,200	493,600	467,300	423,400	379,400	335,500	300,400	282,800
	ニアメ	712,000	677,900	656,900	625,300	572,700	520,200	467,500	425,400	404,400
	アブジャ	792,000	754,100	731,300	697,100	640,100	583,000	526,100	480,500	457,700
	キガリ	592,000	557,600	540,100	513,800	470,100	426,300	382,600	347,500	330,100
	ダカール	696,000	656,600	635,800	604,600	552,500	500,400	448,400	406,700	385,900
	フリータウン	600,000	567,700	550,400	524,600	481,400	438,200	395,000	360,500	343,200
	プレトリア	504,000	470,400</							

中 南 米	ブエノスアイレス	544,000	504,500	484,300	454,100	403,600	353,100	302,700	262,300	242,200
	ベリーズ	560,000	528,500	509,000	479,700	430,800	381,900	333,100	294,000	274,500
	ラパス	616,000	585,300	567,400	540,400	495,400	450,500	405,600	369,600	351,700
	ブラジリア	528,000	493,600	474,500	445,800	398,100	350,300	302,600	264,300	245,300
	サンパウロ	528,000	508,900	489,800	460,200	410,900	361,500	312,200	272,600	253,000
	サンティアゴ	536,000	499,400	479,400	449,400	399,500	349,600	299,700	259,700	239,700
	ボゴタ	544,000	511,900	494,300	467,900	423,900	379,900	335,900	300,700	283,100
	サンホセ	544,000	509,900	490,200	460,500	411,100	361,800	312,300	272,800	253,000
	ハバナ	632,000	600,200	581,000	552,200	504,200	456,200	408,200	369,700	350,500
	サントドミニゴ	600,000	564,800	545,100	515,500	466,200	417,000	367,700	328,200	308,600
	キト	592,000	558,200	537,400	506,400	454,600	402,700	351,000	309,400	288,700
	サンカルバドル	584,000	551,200	532,000	503,300	455,400	407,400	359,500	321,200	302,000
	グアテマラシティ	656,000	617,800	596,000	563,200	508,600	454,100	399,500	355,800	334,000
	ポルトープランス	752,000	716,500	695,200	663,300	610,000	556,700	503,500	460,900	439,600
	テグシガルバ	608,000	577,500	559,200	531,800	486,000	440,200	394,500	357,900	339,600
	キングストン	560,000	523,600	504,200	475,300	426,900	378,600	330,200	291,400	272,200
	メキシコ	568,000	534,100	513,400	482,300	430,500	378,600	326,900	285,400	264,700
	マナグア	584,000	556,300	538,900	512,600	469,000	425,400	381,800	346,900	329,400
	パナマ	520,000	482,700	464,000	436,000	389,400	342,700	296,000	258,700	240,000
	アスンシオン	512,000	482,400	464,700	438,200	393,900	349,700	305,400	270,100	252,300
	リマ	560,000	528,300	508,800	479,400	430,600	381,800	333,000	293,900	274,400
	グロス・イスレット	560,000	527,900	508,400	479,100	430,300	381,500	332,700	293,700	274,200
	モンテビデオ	600,000	557,400	535,100	501,700	445,900	390,200	334,500	289,800	267,500
	カラカス	856,000	805,900	778,600	737,600	669,400	601,100	532,900	478,200	451,000
北 米	ワシントン	664,000	616,000	591,400	554,400	492,800	431,200	369,600	320,300	295,700
大 洋 州	スバ	504,000	469,400	451,300	424,100	378,700	333,400	288,100	251,800	233,600
	マジュロ	680,000	639,900	617,200	583,100	526,300	469,500	412,700	367,300	344,600
	コロニア	616,000	578,000	556,500	524,200	470,400	416,600	362,800	319,800	298,200
	コロール	616,000	571,700	549,400	516,200	460,600	405,000	349,400	305,000	282,700
	アピア	584,000	545,900	525,700	495,300	444,700	394,200	343,500	303,000	282,800
	ホニアラ	640,000	606,400	587,000	557,800	509,100	460,500	411,800	373,000	353,400
	ポートモレスビー	672,000	638,500	617,800	586,600	534,800	483,000	431,100	389,600	368,900
	ヌクアロファ	592,000	558,900	539,400	510,200	461,500	412,800	364,200	325,200	305,700
	ポートビラ	568,000	530,700	510,100	479,200	427,800	376,300	324,800	283,700	263,000
	サウス・タラワ	648,000	609,700	590,100	560,700	511,800	462,800	413,800	374,600	355,000
欧 州	パリ	528,000	492,300	472,600	443,000	393,800	344,600	295,400	256,000	236,300
	ベオグラード	496,000	467,500	449,400	422,300	377,200	332,100	286,900	250,800	232,700
	アンカラ	488,000	458,600	441,200	415,100	371,700	328,200	284,800	250,000	232,600
	キーウ	664,000	634,700	616,600	589,600	544,600	499,500	454,400	418,400	400,300
	ヌルスルタン	528,000	498,100	481,000	455,500	412,900	370,200	327,700	293,600	276,600
	キシナウ	536,000	500,100	481,700	454,100	408,100	362,100	316,100	279,300	260,900

別表第2（第7条関係）

住居手当の月額の限度額

地 域	所 在 地	控除率	限 度 額					
			単 位	号 别				
				1号-2	1号-1	2号	3号	4号
ア ジ ア	カブール	10.4%	アメリカ合衆国ドル	4,627	3,760	3,326	2,892	2,603
	ダッカ	20.4%	アメリカ合衆国ドル	2,360	1,918	1,697	1,475	1,328
	ティンブー	39.9%	アメリカ合衆国ドル	1,206	980	866	754	678
	ブノンベン	10.8%	アメリカ合衆国ドル	4,472	3,634	3,214	2,795	2,516
	北京	8.2%	アメリカ合衆国ドル	5,897	4,791	4,238	3,686	3,317
	トビリシ	9.5%	アメリカ合衆国ドル	5,066	4,116	3,642	3,166	2,850
	ニューデリー	17.6%	インド・ルピー	216,152	175,624	155,359	135,095	121,586
	ジャカルタ	11.8%	アメリカ合衆国ドル	4,073	3,310	2,927	2,546	2,291
	ビシュケク	17.9%	アメリカ合衆国ドル	2,683	2,180	1,928	1,677	1,509
	ビエンチャン	26.6%	アメリカ合衆国ドル	1,807	1,469	1,299	1,130	1,017
	クアラルンプール	29.9%	マレーシア・リンギ	7,106	5,773	5,107	4,441	3,997
	マレ	13.9%	アメリカ合衆国ドル	3,458	2,809	2,485	2,161	1,945
	ウランバートル	34.9%	アメリカ合衆国ドル	1,378	1,119	990	861	774
	ヤンゴン	7.7%	アメリカ合衆国ドル	6,226	5,058	4,475	3,891	3,502
	カトマンズ	39.9%	アメリカ合衆国ドル	1,206	980	866	754	678
	イスラマバード	14.0%	アメリカ合衆国ドル	3,441	2,795	2,473	2,150	1,935
	マニラ	15.5%	アメリカ合衆国ドル	3,098	2,517	2,226	1,936	1,742
	コロンボ	21.8%	アメリカ合衆国ドル	2,212	1,797	1,590	1,382	1,244
	ドゥシヤンベ	16.4%	アメリカ合衆国ドル	2,936	2,386	2,110	1,835	1,652
	パンコク	14.6%	タイ・バーツ	118,788	96,515	85,378	74,242	66,818
	ディリ	13.9%	アメリカ合衆国ドル	3,467	2,818	2,492	2,167	1,950
	タシケント	13.5%	アメリカ合衆国ドル	3,561	2,894	2,559	2,226	2,003
	ハノイ	10.5%	アメリカ合衆国ドル	4,597	3,734	3,304	2,873	2,586
	ホーチミン	9.5%	アメリカ合衆国ドル	4,668	4,130	3,654	3,177	2,859
中 東	カイロ	16.4%	アメリカ合衆国ドル	2,931	2,382	2,107	1,832	1,649
	テヘラン	12.5%	ユーロ	3,778	3,070	2,716	2,362	2,126
	バグダッド	6.1%	アメリカ合衆国ドル	7,878	6,402	5,662	4,924	4,432
	アンマン	15.4%	アメリカ合衆国ドル	3,118	2,534	2,241	1,949	1,754
	ラバト	24.2%	ユーロ	1,943	1,578	1,397	1,214	1,093
	ラマッラ	9.9%	アメリカ合衆国ドル	4,851	3,942	3,487	3,032	2,729
	ダマスカス	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,394	2,758	2,440	2,122	1,910
	チュニス	37.6%	ユーロ	1,253	1,018	901	783	705
	サヌア	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,382	2,748	2,430	2,114	1,902
	リヤド	8.9%	サウジアラビア・リヤー	20,050	16,290	14,411	12,531	11,278
ア フ リ カ	ルアンダ	5.0%	アメリカ合衆国ドル	9,558	7,766	6,870	5,974	5,376
	コトヌー	22.7%	ユーロ	2,071	1,682	1,489	1,294	1,165
	ハボローネ	24.7%	アメリカ合衆国ドル	1,944	1,580	1,398	1,215	1,094
	ワガドゥグー	22.4%	ユーロ	2,102	1,708	1,510	1,314	1,182
	ヤウンデ	13.6%	ユーロ	3,470	2,819	2,494	2,169	1,952
	キンシャサ	6.1%	アメリカ合衆国ドル	7,889	6,410	5,670	4,930	4,438
	アビジャン	16.3%	ユーロ	2,894	2,351	2,080	1,809	1,628
	ジブチ	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,390	2,755	2,437	2,119	1,907
	アディスアベバ	12.7%	アメリカ合衆国ドル	3,776	3,068	2,714	2,360	2,124
	リープルビル	15.1%	ユーロ	3,113	2,530	2,238	1,946	1,751
	アクラ	11.6%	アメリカ合衆国ドル	4,158	3,379	2,989	2,599	2,339
	ナイロビ	17.1%	アメリカ合衆国ドル	2,812	2,285	2,022	1,758	1,582
	アンタナナリボ	30.7%	ユーロ	1,534	1,247	1,103	959	863
	リヨングウェ	13.3%	アメリカ合衆国ドル	3,624	2,944	2,605	2,265	2,038
	マプト	10.4%	アメリカ合衆国ドル	4,631	3,762	3,329	2,894	2,605
	ウィントフック	23.5%	アメリカ合衆国ドル	2,046	1,663	1,471	1,279	1,151
	ニアメ	17.0%	ユーロ	2,765	2,246	1,987	1,728	1,555
	アブジャ	6.3%	アメリカ合衆国ドル	7,618	6,190	5,476	4,762	4,286
	キガリ	15.5%	アメリカ合衆国ドル	3,112	2,528	2,237	1,945	1,750
	ダカール	20.3%	ユーロ	2,321	1,886	1,668	1,450	1,306
	フリータウン	11.6%	アメリカ合衆国ドル	4,158	3,379	2,989	2,599	2,339
	ブレトリア	22.9%	アメリカ合衆国ドル	2,097	1,703	1,507	1,310	1,179
	ジュバ	4.7%	アメリカ合衆国ドル	6,446	6,446	6,446	6,446	6,446
	ハルツーム	16.8%	アメリカ合衆国ドル	2,861	2,325	2,056	1,788	1,610
	ダルエスサラーム	11.3%	アメリカ合衆国ドル	4,265	3,466	3,066	2,666	2,399
	カンパラ	13.6%	アメリカ合衆国ドル	3,531	2,870	2,538	2,207	1,986
	ハラレ	16.6%	アメリカ合衆国ドル	2,895	2,353	2,081	1,810	1,629
	ルサカ	11.9%	アメリカ合衆国ドル	4,027	3,272	2,894	2,517	2,265
	コナクリ	10.3%	アメリカ合衆国ドル	4,691	3,812	3,372	2,932	2,639
	ブジュンブラ	6.8%	アメリカ合衆国ドル	7,044	5,723	5,062	4,402	3,962
	モロンビア	11.6%	アメリカ合衆国ドル	4,158	3,379	2,989	2,599	2,339
中 南 米	エヌスアイレス	12.7%	アメリカ合衆国ドル	3,790	3,079	2,724	2,369	2,132
	ペリーズ	12.7%	アメリカ合衆国ドル	3,793	3,082	2,726	2,370	2,134
	ラパス	27.9%	アメリカ合衆国ドル	1,723	1,400	1,238	1,077	969
	ブラジリア	23.5%	アメリカ合衆国ドル	2,050	1,665	1,473	1,281	1,153
	サンパウロ	21.5%	アメリカ合衆国ドル	2,058	1,821	1,611	1,401	1,261
	サンティアゴ	22.2%	アメリカ合衆国ドル	2,172	1,765	1,562	1,358	1,222
	ボゴタ	23.0%	アメリカ合衆国ドル	2,088	1,696	1,501	1,305	1,174
	サンホセ	24.4%	アメリカ合衆国ドル	1,975	1,605	1,419	1,234	1,111
	ハバナ	12.1%	アメリカ合衆国ドル	3,981	3,234	2,862	2,488	2,239
	サントドミニゴ	21.0%	アメリカ合衆国ドル	2,294	1,864	1,649	1,434	1,290
	キト	31.4%	アメリカ合衆国ドル	1,532	1,245	1,102	958	862
	サンカルバドル	21.0%	アメリカ合衆国ドル	2,286	1,858	1,643	1,429	1,286
	グアテマラシティ	22.2%	アメリカ合衆国ドル	2,170	1,763	1,559	1,356	1,221
	ポル							